

川崎市消防局訓令第8号

局内一般
消防署

川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市消防職員出勤記録整理規程（昭和45年消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号テに次のように加える。

（ウ）時間を単位としたもの

時ボ休

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。